

## 11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

### [1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

#### (1) 観光振興計画の推進

本市の観光振興の指針の一つである川越市観光振興計画は平成19年度から平成28年度までの10カ年を計画年度とし、平成20年3月に策定された。

計画に基づき、既存の観光資源見直しや新規の観光資源発掘による観光ルートの回遊性向上、観光産業に携わる関係者のホスピタリティ向上、本市のイメージアップを図るための観光キャンペーン実施などの施策を推進する。ハード、ソフト両面の取組からさらに川越ファンを増やし、魅力ある観光まちづくりの推進によって観光客の滞在時間を延ばし、「歩いて回遊したいまちづくり」、「活力とにぎわいのあるまちづくり」を進めていく。

まもなく現行計画の計画期間満了を迎えることから、新たに今後の川越市の観光振興の将来目標を定め、それを実現するための具体的な施策を総合的に検討していく。

#### (2) 一番街の交通円滑化方策

観光客が多く訪れる一番街周辺については、曜日や時間帯によって、交通渋滞が生じており、自動車、自転車、歩行者が交錯する状況がみられる。

このようなことから、本市では当該地の通行が安全に行われるよう、平成19年度から地元住民・商店街や関係機関により組織された「川越市北部中心市街地交通円滑化方策検討委員会」を設置し、また、平成21年度に歩行者天国・一方通行に係る社会実験を実施して交通規制を行った場合の影響を調査した。

現在、観光客の自動車を郊外型駐車場に誘導する等、中心市街地の自動車交通量を削減する施策を展開しているところであり、今後は、周辺道路の交差点改良等に努め、適切な交通規制のあり方を検討していく。

これら交通円滑化方策により交通渋滞が緩和されることは、「歩いて回遊したいまちづくり」に寄与するものであり、中心市街地の活性化のため、市全体で取組んでいくものである。

#### (3) 商店街等によるまちづくりの推進

本市の中心市街地は、北部地域の歴史的町並み地区と南部地域の商業、業務集積地区とに大きく分けて考えることができる。

北部地域の歴史的町並み地区は、重要伝統的建造物群保存地区とも重なるところであるが、その中の一番街商店街においては、昭和58年に発足したNPO法人川越蔵の会が商業の活性化による景観保全を掲げ、自らの商業力の向上なくして、歴史的建築物の維持はあり得ず、現代の店舗展開に歴史的建築物を最大限利用しようということからスタートした。

昭和 60 年のコミュニティマート構想を受け、川越市一番街商業協同組合は、町並みの形成について策定することとした。町並み委員会が発足し、ここでの協議を重ねて昭和 63 年に自らのまちづくりの原則について「町づくり規範」を策定した。この町づくり規範は、全国的にも先進的なルールとして評価されたものとなっている。

大正浪漫夢通りも、一番街商店街と同様に歴史的建築物が多く存在しているところである。川越銀座商店街振興組合では、平成 6 年に諮問機関の大正浪漫委員会によりまちづくりの指針を集成した「まちづくり規範」を策定した。

また、南部地域の商業、業務集積地区において、本市で最もにぎわいのあるショッピングエリアである「クレアモール」は、2つの商店街振興組合で成り立っているが、その1つである川越新富町商店街振興組合は、まちづくりを検討する中で、新富町まちづくり協議会を設立し、昭和 63 年に「まちづくり協定」を策定した。その後、もうひとつの川越サンロード商店街振興組合においても、平成 3 年に同内容のまちづくり協定を策定した。また、クレアモールに並行する八幡通りと連携し、「クレアモール・八幡通り地区都市景観協議会」を組織している。

さらに、北部地域と南部地域を結ぶ中央通り商店街を中心とする周辺地区においては、中央通り沿道街区土地区画整理事業による整備と併せて、地元住民が主体となった中央通りまちづくり委員会により、「中央通りまちづくりルール」が平成 20 年 7 月に策定された。その後、隣接する 3 地区が「クレアモール・八幡通り・中央通り地区都市景観協議会」を組織し、都市景観形成地域に追加指定することで今後のまちづくりに取り組んでいる。

このように本市の中心市街地では、商店街等によるまちづくりについての 5 つの自主協定地区があり、それぞれの委員会等が、建築、都市計画、デザイン等の学識者や専門家によるアドバイザーから協力を得て運営にあたっている。

このほか、連雀町交差点以北から仲町交差点以南の中央通りにおいては、平成 26 年に沿道住民、商店主、商店会によって中央通り「昭和の街」を楽しく賑やかなまちにする会が組織され、昭和の街をコンセプトとして、今後のまちづくりについて検討を始めている。

本市のまちづくりは、こうした商店街等と連携しながら推進していくことが重要である。

## [2] 都市計画との調和等

### (1) 第三次川越市総合計画

第三次川越市総合計画（平成 18 年度から 27 年度）では、本市の目指すべき姿、10 年後の本市が表現された姿として、将来都市像を「ひと、まち、未来、みんなでつくる いきいき川越」と掲げている。

この将来都市像を実現するために、全体に共通する基本目標と 6 つの分野別の基本目標を定めているが、分野別の基本目標のうち第 3 章「人と環境にやさしい、快適な基盤を備えた魅力あるまち—都市基盤・生活基盤—」第 1 節「都市の魅力創出」施策 2「都市拠点の整備」において、中心市街地活性化基本計画の推進として、

計画で定められた区域を対象に、中心市街地の都市機能の増進と経済活力の向上を総

合的かつ一体的に推進します。

としている。

また、第4章「にぎわいに満ち、活力ある産業を育てるまち—産業・観光—」第1節「地域経済の活性化と産業振興」施策4「商業の振興」において、中心市街地の活性化として、

中心市街地活性化協議会との意見調整を図り、多様な参画のもと「中心市街地活性化基本計画」に基づく商業の振興と活性化事業を推進します。

産業観光館（鏡山酒造跡地）の効果的な管理・運営を推進するとともに、旧川越織物市場や旧鶴川座等、歴史的、文化的価値がありながら活用されていない建物の活用の方向性を検討するなど、まちの回遊性を高め市街地の活性化に努めます。

としている。

## （2）川越市都市計画マスタープラン

川越市都市計画マスタープランは、本市が主体となって市民の意見を反映しつつ、これからの都市づくりの基本的な方向を定めるために、平成12年3月に策定し、平成21年7月に改定したものである。

このマスタープランでは、本市の都市づくりの理念を実現し、本市が目指すべき都市づくりの方向を将来都市像として「豊かな自然と暮らしやすさを創造する美しいまち川越」と掲げている。

この将来都市像を実現するために、第一章「全体構想」中の6「市街地整備の方針」において、

土地利用の高度化を促進し、都市型住宅や商業施設、業務施設の集積を促すことにより、中心市街地の活性化を図ります。

としている。

## （3）川越駅西口周辺地区基本構想（川越駅西口グランドデザイン）

川越駅西口周辺地区基本構想は、川越駅周辺の都市整備課題を把握し、基本構想の検討、策定を目標に平成6年度に策定されているが、平成22年3月に、経年変化等を踏まえ地区の将来像実現のため次の5項目を整備の目標とした見直しを行った。

- (1) 三駅周辺地区における「都心核」の形成を図ります
- (2) 大規模敷地を活用した拠点の形成を図ります
- (3) 良好な都市基盤の形成を図ります
- (4) 定住人口の確保を図ります
- (5) 中心市街地としての先進的まちづくりに取り組みます

## [3] その他の事項

### （1）関連計画による位置付け

平成11年3月、第5次首都圏基本計画により、本市を中心とする地域が業務核都市と

して位置づけられた。

国が策定した「首都圏整備計画」においては、「川越駅周辺地区等既存の市街地には、商業、文化、交流機能等が集積している。今後は、これらの集積をいかしつつ、中心市街地の再整備を推進する。」とされている。

また、「一安心・成長・自立自尊の埼玉へー（埼玉県5か年計画）」では、「中心市街地の空洞化の進行や市街地における工場跡地などの低未利用地の拡大による、まちのにぎわいの低下が課題となっています。このため、駅周辺などの拠点整備を行い、中心市街地の定住人口の増加や商業施設、福祉施設などの導入を推進します。」とされている。

人口減少の克服と地方創生を目的として、平成28年1月に策定された「川越市まち・ひと・しごと創生総合戦略」においては、中心市街地に集積する「歴史的建造物の維持のためのコストへの対応」を課題として掲げ、歴史的建造物等を保全・活用するための取組や、本計画に位置づけがある旧川越織物市場の整備等を行うこととされている。

このほか、今後の人口減少・高齢社会を見据えた20年後のまちづくりビジョンとして現在、策定作業を進めている「川越市立地適正化計画」によりコンパクトシティ・プラスネットワークのまちづくりへの取組を推進し、中心市街地の商業、医療、福祉施設等の都市機能施設の新たな誘導や維持を図ることにより、中心市街地の活力と魅力の創出に努めていく。

さらに、平成29年3月策定の「川越市都市・地域総合交通戦略」においては、人々の活力を生み出す、歩いて楽しい魅力的な中心市街地の形成に資する交通関連の事業を推進することとしている。

このようなことから、今後、国、県と連携を図りながら、中心市街地の活性化を図っていく。

## （2）環境に配慮した都市川越

地球環境の保全のため、本市ができる省エネルギーによる地球温暖化防止策として、平成8年4月より「無理なく、抵抗なく、自然体で」をモットーに「1%節電運動」を開始し、平成10年3月には、環境に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「みんなでつくる、自然・歴史・文化の調和した人と環境にやさしいまち」を望ましい環境像とする「川越市環境基本計画」を策定した。平成11年2月にはさらなる省エネルギー・省資源を率先して行うために「川越市環境にやさしい率先実行計画」を策定し、「1%節電運動」をすべての活動に対してできることから率先して環境配慮を実践していく「1%節電プラス1（ワン）運動」にステップアップした。

これらの取組を基に、平成11年11月に環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の認証を取得し、行政・事業者として環境に与える主要な要因の継続的な改善を図ってきた（平成23年3月に認証を返上し、4月からは川越市独自の環境マネジメントシステムを運用）。

さらに、市、市民、事業者及び民間団体等の責務を明らかにし、各主体が協働して環境保全活動に取り組んでいくため、平成18年9月に「川越市良好な環境の保全に関する基本条例」を制定し、これに基づき平成19年3月に「第二次川越市環境基本計画」を策

定した。また、地球温暖化対策の推進を図り市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するため、同条例に定める基本理念にのっとり、平成 19 年 12 月に「川越市地球温暖化対策条例」を制定した。これらの条例等に基づいて平成 21 年 3 月に「川越市地球温暖化対策地域推進計画」を策定するなど（現在は「第二次川越市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」、平成 25 年 3 月策定）、市域全体で地球温暖化対策をはじめとする環境施策を推進している。

本市ではこうした環境への配慮の取組が、市民・事業者などに浸透していくことを期待し、環境への配慮について関心を促すために様々な施策・事業を実施し、また環境問題に積極的に取り組む事業者のサポートを行っている。

本市はこのようなことから環境への配慮を基本として、中心市街地の活性化を図っていく。